

B'z事務所通信

6

June

2012

発行:びいず社労士FP事務所
〒466-0058 名古屋市昭和区白金 3-20-24-308
TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 email :info@b-z.jp
発行日:2012年6月1日 通巻35号

知っ得情報

定年引上げ等奨励金制度が一部改正されました！

平成24年4月1日から高齢者雇用に関する助成金である「定年引上げ等奨励金」の取り扱いが一部変更されました。

【定年引上げ等奨励金の種類】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・中小企業定年引上げ等奨励金・高齢者職域拡大等助成金・高齢者雇用確保充実奨励金	<ul style="list-style-type: none">・中小企業定年引上げ等奨励金（一部見直し）・高齢者職域拡大等助成金（一部見直し）・高齢者労働移動受入企業助成金（新設）



【中小企業定年引上げ等奨励金の見直し】

1. 支給要件・支給額が見直された（ が改正箇所）。

<支給対象事業主>	<支給額>			
	企業規模 (人)	(a) 定年の引上げ (65歳以上70歳未満)	(b) 定年の引上げ (70歳以上)、定年の 定めの廃止又は 希望者全員を対象 とする70歳以上ま での継続雇用制度 の導入	(c) 希望者全員を対象 とする65歳以上70歳 未満までの継続雇用制 度と同時に労使協定に 基づく基準該当者を対 象とする70歳以上ま での継続雇用制度の導 入
次のいずれかの措置を講じている 中小企業事業主（雇用保険の被保険者 数が300人以下の事業主） ①65歳以上への定年の引上げ ②定年の定めの廃止 ③希望者全員を対象とする70歳以上 までの継続雇用制度の導入 ④希望者全員を対象とする65歳以上 70歳未満までの継続雇用制度と同 時に労使協定に基づく基準該当者を 70歳以上まで継続雇用する制度の 導入	1~9	40万円	40万円	20万円
	10~99	60万円	80万円	40万円
	100~300	80万円	120万円	60万円

※この助成金にはほかにも要件がありますので、ご興味のある方はお問い合わせください。

2. その他、制度導入後の「6ヶ月経過」の要件の廃止等の改正が行われた。

【高齢者労働移動受入企業助成金（新設）】

定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、**雇入れ1人につき70万円（短時間労働者40万円）を支給する助成金**が創設されました。注. 平成24年4月6日以降に対象者を雇い入れた場合に限りです。

上記助成金についてご興味がありましたら、弊社までお問い合わせください。

がん患者となった労働者に対する就労支援

◆支援策が続々と登場

がん患者の5年生存率の平均が50%を超え、治療を続けながら働くがん患者が増えているそうです。

就労支援に乗り出す企業、夜間診療など支援する病院も現れ、また、厚生労働省も今年度からの「がん対策推進基本計画」で取組みを後押ししています。

◆依願退職・解雇の状況

がん患者の5年生存率は伸びているものの、厚生労働省研究班の調査（2004年）によると、がんになった労働者のうち約30%が依願退職をし、4%が解雇されたそうです。

そこで、同省は、2012年度から5年間の目標を掲げた「がん対策推進基本計画」を発表し、就労支援に取り組むことを掲げています。

◆病院による支援策

がん患者の就労を支援する病院では、放射線治療の診療時間を午後10時まで延長したそうです。

また、他の病院では、患者の悩み相談に応じたり、希望者には精神科医や臨床心理士が復職に伴う心理サポートを実施したりしています。

◆企業による支援策

大手の人材派遣会社では、2012年度末をめどに、がんと診断された社員や派遣スタッフの休暇制度などを導入するようです。

しかしながら、このような企業はまだ少ないようであり、中小零細企業では従業員数が少ないため、1人でも長期の休暇を取ると周りの社員の負担が増加してしまいます。

これらの企業では、他の企業で実施されている育児や介護との仕事の両立、うつ病で休職した人の復職などを参考にしながら、がん患者となった労働者への支援を進めていくことも必要なのではないでしょうか。

がん保険を節税だけでなく福利厚生として導入する企業が増えてくるかもしれません。

身近になった「在宅医療」「在宅介護」

◆4月からの制度改定

この4月から、医療保険制度と介護保険制度が一部改定されました。

できるだけ病院や介護施設に入らず、自宅において医師・看護師・ヘルパーに世話をしてもらいながら療養する人を増やそうという狙いがあるようです。

◆「報酬改定」による影響

診療報酬や介護報酬は、2～3年に一度、物価動向などを踏まえて政府が見直しを行い、医療や介護行為にかかる報酬を改定するものです。

今回は在宅医療にまつわる報酬が上がったこともあり、訪問診療などを手掛ける医療機関が増える可能性が指摘されているようです。

◆診療報酬改定のポイント

医療保険分野では、診療報酬改定率はほぼ横ばいの0.004%（本体プラス1.379%/薬価・材料等マイナス1.375%）の増加で、2010年度の改定で10年ぶりに増加（0.19%）したのに続き、2年連続で増えました。

また、早期退院から在宅医療への円滑な移行、訪問介護の充実、精神疾患・認知症対策の推進などにも、重点的に配分がなされました。

◆介護報酬改定のポイント

介護保険分野では、介護報酬改定率は1.2%増加で、2009年度に引き続きプラス改定となりました。

ただし、「介護職員処遇改善交付金」が2011年度末で終了したため、マイナス0.8%の改定ととらえることもできます。

この交付金は終了しますが、「介護サービス提供の効率化・重点化を図る観点から在宅医療への移行を図る」「介護職員の処遇改善を確実に図る」などの要件を満たした場合には、事業者が人件費に充当するための報酬加算が行われています。

うつ病の診断を客観的に行う方法

◆発症率は6～7%

日本人が「うつ病」を患う確率は6～7%と言われており、欧米諸国と比較すると多くはないようですが、一般内科において「気分が滅入る」「眠れない」と訴えて、うつ病と診断されるケースは増えているようです。

うつ病は診断が難しく、精神科でも確定的な診断を行うまでに時間がかかりますが、客観的にうつ病を診断できるように「光トポグラフィー検査」というものが開発されています。

◆「光トポグラフィー検査」の内容

この検査は、近赤外光（身体には無害）を使用して脳の活動状況を調べるもので、頭に近赤外光を当て、反射してくる光から脳血流の変化を読み取り、脳の活動状態を数値化します。

患者は頭に光源と光検出機を内蔵したヘッドセットを着け、最初の10秒は「あ、い、う、え、お」を繰り返し、次の10～70秒間では、同じ頭文字で始まる言葉を声に出して言い続けます。

このときに「あ、で始める言葉は…」と脳を使う際の血流の変化がポイントであり、血流量がどう変化するのかをグラフ化するそうです。

◆「先進医療」に指定

この検査は2011年5月に厚生労働省の「先進医療」に指定され、大学病院などでは保険診療と組み合わせで検査を行う「混合診療」が可能となりました。

問合せが殺到して予約すらできない状況が続いているようですが、病院・クリニックでの診断名に疑問をお持ちの方は、一度検査を受けてみるのも良いかもしれません。

電子版「ねんきん定期便」がスタート

◆4月からスタート

すべての年金加入者（約6,600万人）を対象とした電子版の「ねんきん定期便」（通称：ねんきんネット）が4月2日にスタートしました。

これにより、毎年の誕生月に郵送している「ねんきん定期便」の内容を、インターネットで確認できるようになりました。

◆電子版「ねんきん定期便」のメリット

電子版の一番のメリットは、「自分の年金記録を24時間いつでも確認することができること」ですが、それ以外にも次のようなメリットがあります。

(1) 年金記録の内容は毎月更新される。

…郵送版は年1回のみ

(2) すべての期間の年金記録が確認することができる。

…郵送版は「35歳」「45歳」「58歳」の節目年齢以外は直近1年分のみ

(3) 確認した内容を残しておきたい場合はダウンロードして手元に保存することができる。

◆「年金記録の確認経験」20歳以上で約7割

厚生労働省が発表した「公的年金加入状況等調査」（2010年時点）の結果によれば、「過去3年程度の間」に自分の年金記録を確認したことがある」という人（20歳以上）は67.4%で、確認の手段としては約8割の人が「ねんきん定期便」を活用していました。

この「ねんきんネット」により、自分の年金記録を確認する人が今後は増えていくものと思われます。

※ 「ねんきんネット」
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5214>

ねんきんネットサービスの使い方、登録方法がわからない方は、当事務所までお問い合わせください。

政府は、昨年暮れに社会保障・税一体改革関係5閣僚による会合を開き、社会保障・税一体改革の素案をとりまとめました。改革の方向として、子ども・子育て支援の強化や、多様な働き方を支える社会保障制度などを挙げ、財源については、消費税率を2014年4月より8%、2015年10月より10%へ段階的に引き上げることなどを盛り込んでいます。消費税の引き上げという痛手を伴う改革がどのようなものなのか？ その改革の方向性を確認しておきましょう。

【概要】

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案

<主要項目>

- ① 年金制度の最低保障機能の強化を図り、あわせて、年金給付の重点化・効率化を図るため、受給資格期間の短縮(25年→10年を検討)、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。
〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行〕
- ② 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度を平成26年度と定める。
〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行〕
- ③ 平成24年度に発行する交付国債の償還に関する事項を定める。〔公布日から施行〕
- ④ 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。〔平成28年4月から施行〕
- ⑤ 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
〔2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行〕
- ⑥ 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行〕

※①～③、⑥については、税制抜本改革により得られる税収(消費税収)を充てることになっています。それに対して、④と⑤は、消費税アップが実現しなくても、改正される可能性があります。

④の「短時間労働者への適用拡大」について、考えられている対象者は以下2つの要件を満たす人です。

要件1：「1週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である」または、「1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1日間の所定労働日数の4分の3未満である」

要件2：次の①～④のすべてを満たしている

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上である
- ② 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれる
- ③ 報酬(最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。)の月額が7万8千円以上である
- ④ 学生等でない

お仕事
カレンダー

- 6/10 ●一括有期事業開始届の提出
(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工
- 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 6/30 ●5月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

- 6/30 ●児童手当現況届の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期>
- 4月決算法人の確定申告・10月決算法人の中間申告
- 7月・10月・翌年1月決算法人の消費税の中間申告

◆当事務所よりお願い まもなく労働保険の申告書が労働局から届きます。当事務所に年度更新事務を委託されている事業所様も、納付書は使いますのでご案内するまで保管をお願いいたします。